

にぎわい活性化補助金の募集

町のにぎわいを創出するため補助金制度を創設しました。詳しくは、町ホームページをご覧ください。募集は令和3年2月まで随時受け付けています。

ただし、予算に限りがありますので、事前にお問い合わせください。

にぎわい活性化事業

対象事業 補助対象者、自らが主催し、町で実施するにぎわいづくりに寄与する取り組み

対象者 町のにぎわいづくりに資する取り組みを行う個人、法人か団体(町内外は不問)。法人/団体の場合は、定款などの組織運営に関する定めを有することなど

対象経費 取り組みや活動に係る経費(会場使用料、物品リース料、印刷製本費)

補助金額 対象経費の2分の1以内(100万円上限)

審査加点項目

- ・サンジ像を活用する
- ・町内の既存団体や事業者などと共催
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している複数の事業者の売上げ向上に寄与する
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者が行う など

特産品開発事業

対象事業 町の農産物などを使用した持ち帰りが可能な新たな特産品の開発や既存商品の改良

対象者 町内に本社か主たる事業所などを有する事業者。町の農産物を主原料として開発に取り組む町外事業者など

対象経費 特産品開発・改良にかかる経費(原材料費、印刷製本費、備品リース代など)

補助金額 対象経費の2分の1以内(50万円が上限)

審査加点項目

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者が行う
- ・複数の事業者による共同開発

展示会等出展参加PR事業

対象事業 県外で開催される、販路拡大を目的とした展示会などへの参加

対象者 町内に本社か主たる事業所などを有する事業者

対象経費 展示会などへの参加に係る経費(出展料、ブース装饰材料、備品リース代、旅費など)

補助金額 対象経費の2分の1以内(国内は20万円、国外は40万円が上限)

審査加点項目

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが減少した事業者が行う事業
- ・自社のPRに合わせて、町のPRも行うもの

圃産業振興課 商工観光係 ☎ 286-3277

児童扶養手当等受給者・ひとり親世帯へ(現況届・臨時特別給付金)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するために、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。

対象者には8月上旬にお知らせを送付しますので、現況届に必要な事項を記入し、提出してください。

現況届を提出しない場合、11月分以降の手当が支給できませんのでご注意ください。

臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、国から臨時特別給付金が支給されます。

ただし、申請が必要な場合がありますので、収入が減少したひとり親世帯の人は、こども未来課までご連絡ください。詳しくは、別冊の「新型コロナウイルス感染症対策関連情報」をご覧ください。

圃こども未来課 子育て支援係 ☎ 286-3117